

特定技能外国人支援マニュアル

ダイバーシティ事業協同組合

2021 年 7 月 1 日制定

1、基本理念

- ・特定技能外国人ならびに特定技能所属機関が安心して活動するための支援計画の作成・実施を支援する。
- ・支援内容に関しては各種法令を遵守する。

2、支援体制

- ・支援責任者を中心に担当者と連携し情報共有を行う。
- ・情報共有はアプリを利用することにより特定技能所属機関だけでなく全社員も共有する事を可能とする。
- ・海外から受入れる場合は空港～所属機関の送迎も行う。
- ・その他、登録支援機関に求められている事柄は誠実に履行する。

3、相談体制

- ・支援責任者・担当者だけではなく対象とする国の通訳を含め対応する。
対応の方法は電話・メール・SNSを活用し、24 時間対応できる体制を取る。
- ・3 ヶ月に 1 度定期面談を実施することとし、その他相談があればこの限りではなく対応することとする。その場合は直接面談を含め最適な方法を所属機関担当者と決定する。
- ・相談内容に応じて所属機関担当者とも連携し解決をする。

4、教育体制

- ・日本語レベルが所属機関の求めるレベルに達していない特定技能外国人(N4 相当)に対しては、定期的または不定期で日本語学習支援を行う。ただし、特定技能外国人本人と相談の上、無理のない範囲で行うこととする。

- ・介護福祉士を目指す特定技能外国人においては日本語サポートを中心に支援する。

5、その他

- ・上記以外において、特定技能外国人または所属機関に対して、法令で求められている支援内容以外に必要な事柄が発生した場合は当事者と相談の上、解決することとする。
- ・現在制定している条項は当事者の同意を得られれば変更できることとし、また追記することも可能とする。